

別記様式第7号の3 (第10条関係)

(表)

禁 止 除 外 指 定 車 輛 外 線 要 保 護 者 使 用 中

車 輛 (登録) 番 号 _____ 号

その他この標章の交付を受けた本人が現在使用中の車両

除外期間 日出から日没までの間に限る。

有効期限 平成 年 月 日まで

奈良県公安委員会 印

18cm
(横)

13cm

1 注意事項
 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

- 次のような駐車はできません。
 - 駐車禁止場所の駐車 (道路交法第44条及び第45条の(8)第2項)
 - 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交法第43条第1項各号及び第2項)
 - 駐車の方法に従わない駐車 (道路交法第47条)
 - 車庫代わり駐車 (自動車の保管場の確保等に関する法律第11条第1項)
 - 長時間駐車 (自動車の保管場の確保等に関する法律第11条第2項)

- 2 この標章は、被交付者が現在使用中の車両以外には使用できません。ただし、この標章を使用する警察官等の場合は、この規定は適用されません。
- 3 現場において不正に使用した場合は、その標章を没収し、没収した場合は、この標章は、この場合(この場合)は没収した標章)を速やかに返納してください。
- 4 有効期限が経過したとき、亡失した標章を発見したとき、
- 5 再交付を受ける必要がなくなつたとき、
- 6 使用したとき、

被交付者 氏名 _____

備考 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入り用紙を用いるものとする。

別記様式第8号中「(第10条)」を「(第10条関係)」に、「駐車証等交付申請書」を「駐車禁止除外指定車標章交付申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 この規則による改正前の奈良県道路交通法施行細則 (以下「旧規則」という。) 第8条第1項の規定により交付された通行禁止除外指定車標章又は第10条第1項の規定により交付された 駐車禁止 除外指定車標章で、この規則の施行の際現 時間制限駐車区間規制 に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の奈良県道路交通法施行細則 (以下「新規則」という。) 第8条第1項第7号の規定により交付された通行禁止除外指定車標章又は第10条第1項第9号から第11号までの規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

3 旧規則第10条第1項第16号に掲げる者で、旧規則第10条第1項に規定する 駐車禁止 除外指定車標章を交付されたものうち、新規則第10条第1項 時間制限駐車区間規制

第10号アの規定の適用を受けないものは、平成22年9月29日までの間は新規則第10条第1項第10号アに規定するものとみなし、同号に規定する駐車禁止除外指定車標章を交付する。

議 事 録

奈良県選挙管理委員会第61回
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十九年八月三十一日

奈良県選挙管理委員会
 委員長 白井 皓 喜

政治団体収支報告書の要旨

(平成15年分)

【その他の政治団体】

政治団体の名称 朝井啓祐を励ます会
 報告年月日 平成19年 3月16日

1 収入・支出の総額 _____ 0円

(1) 収入総額 _____ 0円

(2) 支出総額 _____ 0円

政治団体の名称 北田利光を支える会
 報告年月日 平成19年 4月 2日

1 収入・支出の総額 _____ 0円

(1) 収入総額 _____ 0円

(2) 支出総額 _____ 0円

政治団体の名称 高岡進後援会
 報告年月日 平成19年 3月28日

1 収入・支出の総額 _____ 0円

(1) 収入総額 _____ 0円

(2) 支出総額 _____ 0円

政治団体の名称 吉川幸喜後援会
 報告年月日 平成19年 4月13日

1 収入・支出の総額 _____ 0円

(1) 収入総額 _____ 0円

(2) 支出総額 _____ 0円

(平成16年分)

【その他の政治団体】

政治団体の名称 朝井啓祐を励ます会
 報告年月日 平成19年 3月16日

1 収入・支出の総額 _____ 0円

(1) 収入総額 _____ 0円

(2) 支出総額 _____ 0円

政治団体の名称 北田利光を支える会
 報告年月日 平成19年 4月 2日

1 収入・支出の総額 _____ 0円

(1) 収入総額 (2) 支出総額 0円 0円	政治団体の名称 高間進後援会 報告年月日 平成19年 3月28日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円
政治団体の名称 吉川幸喜後援会 報告年月日 平成19年 4月13日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円	政治団体の名称 朝井啓祐を励ます会 報告年月日 平成19年 3月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円
政治団体の名称 植田昌孝後援会 報告年月日 平成19年 5月 8日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 152,320円 (2) 支出総額 0円	政治団体の名称 北田利光を支える会 報告年月日 平成19年 4月 2日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円
政治団体の名称 八重桜の会 報告年月日 平成19年 5月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 31,229円 (2) 支出総額 0円	政治団体の名称 八重桜の会 報告年月日 平成19年 5月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 31,229円 (2) 支出総額 0円

(2) 支出総額 0円	政治団体の名称 吉川幸喜後援会 報告年月日 平成19年 4月13日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円
政治団体の名称 朝井啓祐を励ます会 報告年月日 平成19年 3月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円	政治団体の名称 植田昌孝後援会 報告年月日 平成19年 5月 8日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 152,320円 (2) 支出総額 0円
政治団体の名称 北田利光を支える会 報告年月日 平成19年 4月 2日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円	政治団体の名称 八重桜の会 報告年月日 平成19年 5月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 31,229円 (2) 支出総額 0円
政治団体の名称 吉川幸喜後援会 報告年月日 平成19年 4月13日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円	政治団体の名称 八重桜の会 報告年月日 平成19年 5月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 31,229円 (2) 支出総額 0円

監査委員会告示

奈良県監査委員会告示第1号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
 平成19年8月31日

- 奈良県監査委員 谷川正嗣
- 奈良県監査委員 南田昭典
- 奈良県監査委員 藤井守
- 奈良県監査委員 岩田国夫

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 酒井 清 川西市美山台1丁目1-44
 大西 寛文 豊中市上野東3丁目13-59
 世羅 徹 大坂市阿倍野区昭和町5丁目7-4
 鈴木 亮 吹田市片山町1丁目1-908
 井上 純子 大坂市北区長柄東3丁目2-3-208
 常峰 和子 尼崎市南武庫之荘1丁目19-6-205
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成19年8月20日から平成20年3月31日まで

監査委員会公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。
 平成19年8月31日

- 奈良県監査委員 谷川正嗣
- 奈良県監査委員 南田昭典

<p>である。</p> <p>総務福利課 高等学校授業料の未収金について (意見) 高等学校授業料の未収金については、前年度に比べ増加している。未収金が認められる高等学校に対し、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき徴収事務が適正に行われ、収納の促進が図られるよう指導されたい。</p> <p>金融・商業振興課 貸付金の償還未済金について (事実認定) 中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金において、償還未済金が認められた。 (指摘事項) 貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に努めるとともに、制度の趣旨に添い、厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収に一層取り組みべきである。</p> <p>なお、ヤマトハイムール食品協業組合にかかるとの債権については、速やかな対応と最大限の回収確保に努められたい。</p> <p>医大・病院課 総合周産期母子医療センター整備事業の子算措置について (意見) 総合周産期母子医療センター整備事業は、ハイリスク妊婦の受け入れが可能なセンターを県立医科大学附属病院に緊急に整備するものである。その建設費用は平成19年度当初に予算措置されていたが、無停電電源装置、分娩室改修工事が必要であることにより、平成19年6月補正予算で追加措置された。その結果、センターの開設時期が当初予定の平成20年1月から平成20年5月に遅れることになった。予算措置にあたっては、万全の調査を実施して予算計上を行うべきである。</p> <p>こと家庭課 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還未済金について 平成19年7月20日執行</p>	<p>(注意事項) 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>(注意事項) 児童扶養手当過払金における返納未済金について (注意事項) 児童扶養手当過払金において返納未済金が認められた。今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>(注意事項) 児童措置費負担金の未収金について (注意事項) 児童措置費負担金において未収金が認められた。今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>平城遷都1300年記念事業推進局 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、13,434円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>医務課 看護師等修学資金貸付金の償還未済金について (事実認定) 看護師等修学資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。 (指摘事項) 今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>監理課 通勤手当の認定及び扶養手当の支給について (注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、18,310円の過払いが認められた。また、扶養手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、5,150円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。</p>	<p>税務課 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、2件、6,300円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>市町村課 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、2件、197円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>警察本部 機動捜査隊 公用車事故の発生について (事実認定) 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>機動隊 公用車事故の発生について (事実認定) 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>警務課 公用車事故の発生について (注意事項)</p>
---	---	--

<p>公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>情報管理課 通勤手当の支給について (注意事項) 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、1,500円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。</p> <p>公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>県民サービス課 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。</p> <p>少年課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>自動車警ら隊 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。</p>	<p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>捜査第一課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>捜査第二課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>組織犯罪対策第一課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>鑑識課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>警備第二課 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。</p>	<p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>砂坊課 平成19年7月4日執行</p> <p>農業経営課 平成19年7月4日執行</p> <p>人権施策課 平成19年7月4日執行</p> <p>教職員課 平成19年7月4日執行</p> <p>財政課 平成19年7月9日執行</p> <p>総合政策課 平成19年7月9日執行</p> <p>都市計画課 平成19年7月9日執行</p> <p>長寿社会課 平成19年7月9日執行</p> <p>雇用労政課 平成19年7月11日執行</p> <p>文化国際課 平成19年7月11日執行</p> <p>監査委員事務局 平成19年7月11日執行</p> <p>民俗博物館 平成19年7月13日執行</p> <p>農政課 平成19年7月18日執行</p> <p>商工課 平成19年7月18日執行</p> <p>県民生活課 平成19年7月20日執行</p> <p>総務課 平成19年7月20日執行</p> <p>交流政策課 平成19年7月20日執行</p> <p>会計局 平成19年7月31日執行</p> <p>上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
---	---	---

【発 行】 一 か 月 三 十 五 日 田 一 昭 崇 一 枚 丁 一 番 四 十 六 日 田 (共 丁) 奈 良 県

本誌は再生紙を使用しております。

行 奈 良 県

奈良市登大路町三〇
 電話 〇七四二一三三一一〇

刷 株 式 会 社 春 日

奈良市三条町九一八
 電話 〇七四二二五七七三三